

平成26年(ワ)第29256号 損害賠償請求事件

原告 阿部 宣 男

被告 松 崎 参

準備書面(11)

平成28年7月28日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士

小川 隆太郎



同

小田川 綾音



同

高井 信也



同

中島 広勝



同

永里 桂太郎



同

細川 潔



同

本田 麻奈弥



同

山下 優子



同

渡邊 彰悟



本書面では、被告準備書面（９）に対する反論を準備する。

第１ はじめに

被告による準備書面（９）に対して、第２以下において、能登町との関係における主張について反論し、第３以下において、小山町とのやりとり及びホテル再生事業に関する主張に対する反論を行なう。

なお、被告は、訴状第５「不正」に関する事実指摘による名誉毀損表現について、抗弁として真実性が問題とされるべき摘示事実とは異なる別個の事実を取り上げ（後記第２の３，第３の１），論点をすり替えてむやみに本件紛争を複雑化させている。

従前の主張の繰り返しとなるが、本件名誉毀損表現に対する反論として抗弁事実を主張するのであれば、具体的に、いかなる表現行為のいかなる的事実に対する真実性を問題としているのか明確にすべきである。

第２ 能登町との関係における主張に対する反論

１ 原告のクロマルハナバチの飼育・研究について

（１）はじめに

ホテル館におけるクロマルハナバチの飼育・研究に関する事業についての被告の主張（第２の１）は、事実に反し、原告の研究を根拠なく批判するものである。

そもそも、被告は、平成１９年に板橋区議会議員に当選し、現在３期目の現職区議会議員であるから、ホテル館におけるクロマルハナバチの業務について、板橋区がいかなる対応をとっており、議会でいかなる答弁を行なっていたかについては、被告は認識し、又は当然認識しているべき事項であって、従前の経緯を一切無視した表現行為に、何らの正当性も認められない。

以下、詳述する。

(2) ホタルと関係なく公務として認められてきたこと

まず、被告は、ホタル館におけるクロマルハナバチの飼育について、「効率的に蛍を羽化させるといったその範囲内」に限定されていたと指摘するが(被告準備書面(9)第2の1の(4)・3頁)、以下の事実から明らかなとおり、板橋区は、ホタル館におけるクロマルハナバチの飼育は、ホタル飼育とは切り離して、純粹にそれ自体が区の業務と扱ってきたものであり、ホタル館のクロマルハナバチの飼育・研究は、板橋区内外から高く評価されてきたものである。

ア 議会答弁

平成24年10月31日の決算調査特別委員会ではぎわら洋一議員からの「板橋区ホタルの生態館の役割」に関する質問に対する、板橋区ホタル館所管課である資源環境部大迫長(当時)の、クロマルハナバチに関する答弁は、以下のとおりであり(甲145 23～24頁)、クロマルハナバチに関する業務については、本件における原告の主張と完全に整合するものである。

すなわち、大迫部長の答弁は、

- ・「クロマルハナバチは、ホタルの生育に欠かせない水や土の浄化に寄与しておりまして、当館のホタル飼育を通して、その共生関係が解明されたところでございます。」
- ・「クロマルハナバチによる水や土の浄化に取り組むことによりまして、ただいまお話がありましたように、それまで利用していたろ過剤、または水質調整剤などに頼ることが減り、経費も削減できました。」

と、クロマルハナバチについてホタル飼育との関連を指摘するにとどまるものではなく

- ・「クロマルハナバチの生態研究とか繁殖技術に関してのご質問と受け止めております。」
- ・「自然界での生物連鎖の関連性を学ぶ上でも重要な事例となっております、その生態や繁殖技術の研究・開発を行っているところでございます。」
- ・「現在、トマトやイチゴなどの受粉には、お話がありましたように、外来種のセイヨウオオマルハナバチが利用されておりますが、生態系に影響を及ぼすため、受粉後は殺すことになっております。

クロマルハナバチの安定した供給が可能となれば、このようなむやみな殺生や外来種による日本固有の生態系を壊す懸念からも解放されることとなります。農業の発展や生態系の維持にも深くかかわるものとして期待されている技術でありますので、これまでの研究開発の成果が将来農業分野で有効に活用出来ればと考えている次第でございます。」

と答弁し、板橋区においては、クロマルハナバチの飼育のみならず、その生態や繁殖技術の研究開発を行っているとして、その意義は生態系の維持や将来農業分野の活用にかかわるものと説明しているのである。

この答弁は、板橋区ホテル館におけるクロマルハナバチに関する業務は、ホテル飼育に関連するものに限られるとする被告の主張が、板橋区の従前の対応と矛盾するものであることを端的に示すものである。

のみならず、上記答弁は、ホテル館におけるクロマルハナバチの生態や、繁殖技術に関する研究について、原告の個人的な研究ではなく、「板橋区ホテル生態館の役割」であることを前提とした説明であり、板橋区所管課では、原告によるホテル館におけるクロマルハナバチに関する業務について、ホテルに関連するものに限られず、日本の生態系の維持や将来農業分野での活用を目標とした独自の公益的意義があると評価していたことを示すも

のである。

イ セイヨウオオマルハナバチの飼育許可申請（甲142）

また、板橋区は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（甲142の13頁）第5条1項に定める「学術研究の目的」で、平成20年3月21日、ホテル館におけるセイヨウオオマルハナバチの飼養の許可を関東地方環境事務所から取得して（同11頁）、小泉製麻(株)から譲り受けたセイヨウオオマルハナバチ3群の飼育を開始し（同7, 8頁）、さらに、平成23年2月、当該許可の更新の手続きをとっている（同1, 2, 5頁）。この申請目的は、「学術研究」であることから明らかなとおり、セイヨウオオマルハナバチの飼育は、ホテル飼育とは関係がない。

かかる飼育許可申請を板橋区自身が行っていたことは、ホテル館におけるハチの飼育が、ホテル飼育と関連することに限られず、ハチの飼育研究自体がホテル館に置ける原告の業務として認められていたことの証左である。

ウ 上記ア・イの事実から、ホテル館におけるクロマルハナバチの飼育・研究がホテルと関係なくそれ自体公務として認められてことは明らかである。

その他、原告が準備書面（8）で指摘した以下の点（7頁）は、上記のホテル館におけるクロマルハナバチの飼育・研究の意義と完全に整合するものであるところ、被告はこの点について何ら言及さえしていない。

かかる被告の態度は、被告の主張が、実際の事実関係と乖離したものであることを顕著に示すものである。

① 頻繁な視察対応（甲57の1, 57の2, 58, 59, 60, 61）

なお、甲第143号証は、別件訴訟における原告の準備書面であるが、同書面第1の1の（1）6頁～11頁に、具体的な視察の一部を列挙している。

② ハチの飼育指導依頼に対する協力（甲57の3）

③ マスコミ報道 (甲 5 6)

(3) 板橋区は経費削減による利益を受けていること

また、被告は、クロマルハナバチの飼育・研究とホテル館における経費削減の因果関係を否定する(被告準備書面(9)第2の1の(4)・4頁)。

しかし、以下の板橋区職員の認識(下記ア)や議会答弁(下記イ)から明らかとなっており、板橋区は、イノリー企画によるクロマルハナバチ飼育の過程でできた用土を、ホテル飼育のためのろ過材(「水質調整剤」や「水質調整ろ材(エーハイサブストラット)」)として利用したことで、ホテル飼育のための経費削減の利益を受けていたのものであって、「経費の無駄遣いが見直された結果」であるという被告の主張は、全く事実と反する。

ア 川平係長の事情聴取調書(甲 1 4 4 の 5 頁)

木曾課長の質問「イノリー企画は能登町から利益を得ており、それを蜂の飼育代にしていたとのことである。これによって区は、資材等で利益があり、3年間で800万円の利益があったのでやっていたと主張している。本人は決して自分の懐には入れていないと言っている。」に対して、ホテル館の所管課である資源環境部の川平元係長は、「確かに、資材は減らしていた。それは区のシーリングがあったので、現場で話し合って、蜂のフェロモンが土壌にすごく効くようになったので、除菌のための資材はいらなくなったということで減らした。これで儲けたからという話はなかった」と回答し、現場すなわちホテル館で話し合っ資材を減らしたと回答している。

また、木曾課長の「具体的に減らしたのは薬剤とかる過の資材ということか」という質問に対して、川平元係長は「そうである。」と回答している。

イ 議会議事録(甲 1 4 5 の 2 3 頁)

平成24年10月31日の決算調査特別委員会において、はぎわら洋一議員が「クロマルハナバチのおかげで、板橋区のホタル生態館の水質調整、または水質ろ過材、こういうものが不要となって、予算も約800万円削減することができたというようなことも、すごいことだなというふうに思いました。」と発言したのに対し、板橋区ホタル館所管課である資源環境部大迫長（当時）が、「クロマルハナバチによる水や土の浄化に取り組むことによりまして、ただいまお話がありましたように、それまで利用していたろ過材、または水質調整剤に頼ることが減り、経費も削減できました」と答弁している。

(4) 原告のクロマルハナバチに関する研究成果についての被告の無理解

そして、被告は、原告によるクロマルハナバチのフェロモンの効用について根拠がなく、また「日本在来マルハナバチ類の繁殖供給飼育方法」の特許が「拒絶査定」されているとして、原告の研究を価値がないかのように主張する（被告準備書面（9）第2の1の（2）（3）・3頁）が、全く当を得ていない。

ア クロマルハナバチのフェロモンについて

まず、被告は、原告の原告準備書面（7）における主張が矛盾すると主張するが、いかなる点が矛盾しているのか、全く趣旨が不明である。

そもそも、客観的な事実として、クロマルハナバチの飼育によってできた用土を、ホタルの飼育に利用することで、それまでホタル飼育でしようしていたろ過材等が不要となり、それにより、板橋区は経費削減による利益を受けていることは、上記（3）で指摘した板橋区職員の認識（ア）や被告も当然把握しているべき議会答弁（イ）からも明らかである。

被告は、かかる事実関係を全く無視し、クロマルハナバチとホタルの共生関係の存在が確認されていない、バクテリアの種類が特定されていない

等の無意味な指摘を羅列するのみで、何ら反論の体もなしていない。

なお、ホタル飼育に適した用土ができる仕組みについて、念のため、簡単に説明する。

ホタルの生育に限らず、生物や植物の成長に適した土壌とは、微生物やバクテリア等の土壌細菌が多く繁殖している肥沃な土壌であり、このような多くの土壌細菌が活性化した土壌は、カビやダニ、ウイルスを寄せ付けにくいとされている。

そして、土壌細菌が多く繁殖し、活性化するにあたり、栄養源である有機物を分解して取り入れていくこととなるが、クロマルハナバチのフェロモンが、その有機物を分解する酵素となることで、土壌細菌が繁殖し、活性化し、肥沃な土壌となるのである。

イ 「日本在来マルハナバチ類の繁殖供給飼育方法」について

被告は、原告がその他の研究者と発明した「日本在来マルハナバチ類の繁殖供給飼育方法」という技術が「拒絶査定」とされていることを主張しているが、被告が、当該「拒絶査定」をもって、原告の研究に価値がないと主張しているのであれば、全く当を得ない。

そもそも、申請した特許技術が、特許権として登録されていないということは、原告の研究の存在意義を否定するものではない。

実際、原告のクロマルハナバチの飼育技術や専門的知見に関して、大学等の多数の研究機関や、研究視察のために何度もホタル館を訪問しており、「拒絶査定」後も、大学等からの視察は後を絶たない。

したがって、原告の研究や専門的知見が、研究者等から高く評価されてきたことは明らかである。

また、「日本在来マルハナバチ類の繁殖供給飼育方法」という技術は、交尾後の新女王蜂が数ヶ月休眠に入るのを回避し、効率的にクロマルハナバチを繁殖させるというものであるが、原告ら発明者は、国内での違法な模

倣や、この技術に強い関心を示していたイスラエル等海外で模倣をされてしまうことを防ぐため、特許出願においては、あえて、技術の核心部分を伏せて明細書を作成していた。

このことで、原告ら発明者らは、「拒絶査定」の前に、審査官からより詳しい説明をするように通知を受け、意見書の提出や補正を求められたが、審査官に対しては説明を尽くしたものの、結局、核心となる技術の詳細が一般に公開されることを避けるため、あえて、「拒絶査定」を受け入れたのである。

このように、国内外での模倣を防ぐために、発明した技術を、あえて特許化しないということは、決して珍しいことではないのであり、当該技術が特許としての価値がないために、認められなかったというものでは決してない。

ウ 上記のとおり、原告の研究成果を論難する被告の主張は、いずれも当を得ておらず、何ら論理的・科学的なものではなく、ただ「いまだ確認されていない」、「定説ではない」ということに尽きるものであり、反論としての体裁すらなしていない。

2 原告は権限なく能登町の事業に関与したものではないこと

(1) 被告の主張の悪質さについて

被告は、長年にわたる板橋区ホテル館と能登町との間の関係を全く無視し（以下（2）以降に詳述）、平成26年3月7日の板橋区議会本会議での以下の板橋区坂本区長答弁のみをもって、能登町によるクロマルハナバチの飼育販売事業が原告の独断で行われたものと主張する（被告準備書面（9）第2の2の（1）・4頁）。

この点、坂本区長の以下の答弁は、能登町に販売された女王蜂がホテル館で飼育されたものであるとしていること等事実と反しており重大な問題が

あるが、被告の上記主張に関して言えば、被告の引用箇所（下線部を引いた箇所）は、いずれも、能登町によるクロマルハナバチの飼育販売事業に関する答弁ではなく、にもかかわらず、これと関連する答弁であるかのように引用する被告の主張は、欺瞞的で悪質極まりない。

「次に、福島県いわき市でのホタル放流についてのご質問であります。

福島県いわき市でのホタル放流につきましては、板橋区としての正式な依頼は受けてございません。また、ホタル生態環境館の担当者に確認をしましたが、板橋区のホタルを福島県いわき市に提供した事実はないとのことでした。

次は、全国のホタルを預かり、飼育をしていたことについてのご質問であります。

板橋区ホタル生態環境館は、他自治体や団体のホタルの幼虫を預かり、その方たちに代わって飼育する施設ではございません。

次に、ホタル生態環境館が関わったかのごとく販売されている商品等についてのご質問であります。

板橋区ホタル生態環境館の運営目的は、ホタルとのふれあい体験を通して、生態系や生物多様性の大切さを理解し、区民の環境意識の向上に寄与することであり、いわき市へのホタルの放流や商品の開発、販売施設ではございません。商品販売など、これまで担当職員の個人的な活動が誤解を与えるケースがございまして、そのたびに注意を行ってまいりました。今回、このような事例が起こったことにつきましては大変残念であり、区とは無関係であることを区のホームページなどでお知らせをしているところであります。

最後のご質問であります。クロマルハナバチの販売についてのご質問であります。

クロマルハナバチの販売先として、書類等で確認できたものは、石川県能登

町の財団法人能登町ふれあい公社でございます。まず、イノリー企画というボランティアの人たちがホテル生態環境館において女王蜂を交尾させ、その交尾を終えた女王蜂をふれあい公社に販売をするものであります。公社は、仕入れた女王蜂に働き蜂を生まれ、女王蜂とその働き蜂を小泉製麻株式会社が仕入れ、農家に販売をしたものであります。

ちようだいをしました質問に対する答弁は以上でございます。」(甲146)

坂本区長が上記答弁において指摘し、被告が準備書面において指摘する「商品販売」や「個人的活動」がいかなる事項を指すのかは、その答弁からは必ずしも明確ではないが、少なくとも、その後には坂本区長が「最後のご質問であります。クロマルハナバチの販売についてのご質問であります。」と指摘した上で、能登町の事業に関する答弁を行っており、その前の被告の引用する答弁(下線部を引いた箇所)はいずれも、能登町のクロマルハナバチ飼育販売事業に関する答弁でないことは明らかである。

したがって、被告が、根拠として引用する坂本区長の答弁は、いずれも、能登町の事業に原告が独断で関わったことを示すものではあり得ない。

すなわち、被告は、能登町によるクロマルハナバチ飼育販売事業と関係のない区長の答弁を、意図的かつ強引にクロマルハナバチ飼育販売事業と関連づけ、「原告の独断」、「不正」と断じているのであり、正確性を欠くどころか、欺瞞的であって悪質極まりないものである。

(2) 板橋区には能登町の事業に協力していることの認識があったこと

被告は、「能登町と板橋区との間で収益事業に関わる協力関係が存在すれば、必ず板橋区議会に報告される」と指摘するが、当を得ていないことはもちろん全く正確性を欠いている。

そもそも、能登町の事業に対する協力は、板橋区にとっては収益事業では

ないが、板橋区自身も、能登町に対して、複数回にわたって、職員派遣の受け入れ等、飼育指導の協力をしてきたことは認めているが、これについて、その都度区議会に報告されていたという事実はない。

また、板橋区ホテル館は、能登町以外にも、クロマルハナバチに関し、公私の団体、大学その他研究機関から頻繁に、視察や飼育指導の協力依頼を受け、これに協力してきた実績があるが、これら全てが板橋区議会に報告されていたという事実はない。

したがって、被告が指摘するような、協力関係があれば「区議会に必ず報告される」というのは、全く事実に反する。

なお、板橋区と能登町の協力関係については、既に原告準備書面（7）第2の2（8頁～22頁）で詳細に述べるところである。

3 被告が論点をすり替えていることについて

(1) はじめに

本件において、下記 i～iii の事実を指摘し、原告が能登町を騙す詐欺を行なったこと、及び特定業者（イノリー企画）に便宜供与を行なったことを内容とする被告の表現行為が問題とされているところ、これらが客観的事実に反することは既に明白である。

- i 原告がホテル館の「館長」ではないのに「館長」と偽って契約したのは詐欺である
- ii 原告が特定業者（イノリー企画）に便宜供与を行なった
- iii 能登町を欺き、契約書の日付を偽造した

しかしながら、被告は、上記について、いずれも立証ができないことから、上記の事実が真実であるとの主張・立証を放棄しており、被告準備書面（8）

5～6頁においては、論点をすり替えて、本件で問題としている表現行為において「不正」の内容として摘示された事実とは異なる、別の事実関係を問題としている（第2の2の（3）、（4））が、かかる被告の主張は、いずれも抗弁たり得ない。

以下、詳述する。

（2）被告準備書面（8）における主張

被告は、準備書面（8）の5～6頁（第2の2の（3）、（4））において、新たに下記①～③の主張を展開する。

しかしながら、これらの被告の主張は、原告の主張を曲解し、本件で問題とすべき論点のすり替えであって、抗弁になり得ず、全く検討に値しないものである。

- ① 契約書に、事実ではない記載をしたことは捏造である。また、原告には板橋区を代表して対外的な契約行為を行なう権限が存在しないのに、板橋区を代表するかのよう装って契約行為をすることは、公務員の規律に反するもので不正である。
- ② イノリー企画との間に業務提携の事実がなければ板橋区が懲戒免職理由に挙げている「便宜供与」は成立しないことになるが、「対外的に信用状の問題をクリアするために」平成21年7月1日付け業務提携契約書を作成したことは、信用を得るために欺く行為をしたもので不正である。
- ③ イノリー企画が開業届にホテル館の住所地を記載したことは、板橋区の信用を利用し税務署を欺く行為である。

（3）「能登町を騙す詐欺」、「特定業者に便宜供与」という表現行為との乖離

ア 被告の上記主張①～③が抗弁たり得ないこと

まず、売買契約及び秘密保持契約書（乙6）の原告の署名、及び業務提携契約書（乙7）の作成は、いずれも、能登町側の要望に基づくものであり、本件で、「不正」の内容として被告が指摘している、「能登町を騙す詐欺」、という事実はなかったことは明らかである。

また、特定業者（イノリー企画）に対する便宜供与についても、被告は、「業務提携の事実がなければ」「成立しない」と自認しているが、業務提携の事実がなかったことは明らかであり、被告自身も、この点を争おうとしていない。

そこで、これらの点については争いようがないとして、被告が持ち出した理屈が、上記①～③であるが、かかる主張は、「能登町を騙す詐欺」、「特定業者に便宜供与」という表現行為と乖離したものであって、本件における被告の抗弁とはなりえないものである。

以下、被告の上記①～③の主張について、具体的に検討する。

イ 上記①について

まず、契約書の作成経緯は原告準備書面（7）18～21頁（第2の2の（5）、（6））ですでに主張している通りであり、原告は所管課の上司である川平元係長に承諾を得て（甲147～149）、その作成に関与したのであって、仮に、板橋区における手続上の規則に違反があったとしても、「能登町を騙す詐欺」というような、およそ実態と乖離した批判を受けるいわれはない。

ウ 上記②について

そして、上記②の「信用を得るために欺く行為」という主張については、乙第6号証及び乙第7号証が能登町側の要請を受けて作成した文書であり、「能登町を騙す詐欺」を行なったという被告の摘示事実とは明らかに乖離していることは明らかである以上、そもそも、一体、誰を「欺く行為」とであると主張しているのか、全く論旨が不明確である。いずれにしても、

「能登町を騙す詐欺」という被告の表現行為の抗弁とはなりえない。

エ 上記③について

また、上記③にいたっては、被告は、「特定業者（イノリー企画）に対する便宜供与」という自身の表現行為が事実と反することを事実上認めた上で、全く新たに、別の主張を展開しているものであり、「能登町を騙す詐欺」、や「特定業者に便宜供与」という表現行為と乖離していることは明らかで、およそ抗弁になり得ない。

(4) イノリー企画の所在地について

なお、イノリー企画が開業届の住所にホテル館の住所を記載したことについて、何ら悪質性もなかったものであり、以下、念のため実際の経緯を説明する。

すなわち、繰り返すとおり、駒野氏が、イノリー企画の住所としてホテル館を記載したのは、提出の際、ボランティアとして主にホテル館で活動していたためという事情からであり、実際に、ホテル館を事業の拠点としたことはない。

そして、イノリー企画は、武蔵野種苗園から、平成23年4月及び5月にかけて引継ぎ作業を行っており、原告の知人で事情を聞いて協力を申出てくれた不動産業者から格安で、ハチの飼育場所を借り受けることができたのであって（甲150）、ホテル館において、能登町に供給するハチを飼育したことはない。

また、税務署へ届出していた事業所の住所についても、速やかに変更の届出を行なっている（甲151）。

したがって、イノリー企画の開業届の提出当時、駒野氏がホテル館でボランティア活動をしていたことから、一時的に、その書類上の住所をホテル館とただけで、その住所地の記載は、速やかに変更されているのであって、

かかる経緯から、イノリー企画が、板橋区の信用を利用していたなどという被告の主張は、実態と乖離したもので、実際には、何ら悪質なものではない。

一方で、板橋区が、イノリー企画から、ハチの飼育を通してできた用土をもらいうけホテル館で利用することで、多額の経費削減という利益を享受してきたことは、既に説明したとおりであり、かかる事実関係を全く考慮していない被告の主張は、一方的で偏頗なものといわざるを得ない。

第3 小山町とのやり取り及びホテル再生事業に関する主張に対する反論

1 はじめに

被告は、準備書面（9）において、訴状第5「不正」に関する事実指摘による名誉棄損、（1）「不正」に類する事実の指摘、ウ 同年5月15日FBの表現行為（訴状21頁、以下、「ウの表現行為」という）に関し、原告がいう「小山町」の件は含まれていないにもかかわらず、これが静岡県小山町に関する不正であるように示して、原告は事実を曲げて主張している、と述べる（2頁）。

ところが、被告は、準備書面（3）の第2被告の主張、1論評における名誉棄損法理（論評と事実摘示の判別）（抗弁主張1）において、不正に類する事実指摘に関する抗弁として、小山町にかかる事実を主張し、小山町の事業に関して原告が不正行為を行った旨の反論を展開した（5～7頁）。もともと、かかる抗弁が、不正に類する事実指摘のうち、具体的にどの表現行為に向けられたものであるか不明瞭であったため、原告は準備書面（2）において求釈明を行った（9頁）。これに対して、被告は、準備書面（5）において、表現行為を具体的に特定して明らかにすることなく、単に訴状第5「不正」に類する事実指摘による名誉棄損の抗弁であると回答した（4頁）。したがって、原告は、被告の準備書面（3）における小山町に関する主張はウに関連するものと斟酌して、準備書面（7）において主張したものである。

しかしながら、被告は、準備書面（9）において、準備書面（3）における小

山町にかかる主張は、ウの表現行為に対するものではないと主張するようであるから、再度、被告の準備書面（3）における小山町の事実関係に関する主張（5頁－7頁）は、「不正」に関する事実指摘のうち、どの表現行為に向けられたものであるのか（ア、イ、エのうちどの表現行為に対する意味合いであるのか）、釈明を求める。具体的な表現行為の特定を求めるのは、表現行為ごとに抗弁、再抗弁を整理する必要があるためである。

なお、以下の主張は、被告がウの表現行為について、被告の小山町に関する抗弁に対する原告の反論が当たらないと主張するようであるから、ウの表現行為が示す意味内容及び、その意味するところが真実ではないこと、真実と信ずるにつき相当性がないこと、公正な論評にも当たらないことを、改めて反論するものである。

2 ウの表現行為について

(1) ウの表現行為が意味する内容

ウの表現行為は、フェイスブック上のものであり、「…もっと見る」をクリックしなければ、その他の記述が画面上に表示されない状態となっている。すなわち、フェイスブックの記事を一瞥した者の多くは、「板橋区ホテル生態環境館（旧・ホテル飼育施設）の元飼育担当職員（ホテル博士）がかかわった他団体のホテル再生事業など。いずれも板橋区は公認しておらず、元職員の独断によるもの。…」との記述しか目にしない可能性が高いのである。

そして、「板橋区ホテル生態環境館（旧・ホテル飼育施設）の元飼育担当職員（ホテル博士）がかかわった他団体のホテル再生事業など。いずれも板橋区は公認しておらず、元職員の独断によるもの。」との記述を読めば、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、原告がかかわったホテル再生事業はいずれも板橋区の承認なく原告の独断でなされたものである、という印象を読者に対して与えるものである。

また、仮に、「…もっと見る」をクリックして、より具体的な特定の再生事業場所における記載内容を確認できた場合でも、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、原告がかかわったこれらの場所でのホタル再生事業が、原告の独断によるのもので、板橋区は公認していない、という印象を読者に与えるものである。

しかし、これらは、いずれも事実を反するものである。

(2) 板橋区議会における議事録

板橋区は、板橋区議会において、その特許を利用して、日本全国多数の場所で、ホタル再生事業に関与したことを承認しており、原告の独断でホタル再生事業が行われていたものではないことを明確に述べている。

ア 2010（平成22）年10月25日 決算調査特別委員会 区民環境分科会（甲145号証④）

杉田ひろし議員は、2010（平成22）年10月25日 決算調査特別委員会 区民環境分科会において次のように述べた。

「聞いたところによりますと、飼育方法も特許を板橋区のほうで取得をしているということで、100ヶ所ぐらいでしょうか、また国外のほうでもそういった自然の川に応用してホタルの飼育をしているという話も聞いたことがあるんです」

板橋区の議会において、板橋区のホタル累代飼育特許に起因して、国外も含めて100か所ほどホタル再生事業が行われたことを議員から提示されており、これについて板橋区からは何ら異なる認識が示されておらず、修正する発言もなされていない。

イ 2010（平成22）年11月1日 決算調査特別委員会（甲123号証、甲145号証⑤）

田中やすのり議員は、2010（平成22）年11月1日 決算調査特別委員会において、次のように述べた。

「ちなみに板橋区がほかの自治体とかほかの公園のために、蛍の再生事業やってあげてるんですね。例えば学校でいうと大田区の矢口西小、葛飾区の堀切小、中央区の城東小学校、公園でいうと京都の宇治市植物園とか朝霞の滝の根公園というところもやってますし、福生のほたる公園というところもやってます。ほかの自治体の再生事業やってあげてるのに、板橋区の公園とか学校にやらないというのはやはりおかしいなと思います。」

板橋区の議会において、板橋区が、大田区立矢口西小学校、葛飾区立堀切小学校、中央区立城東小学校、京都府宇治市植物園、埼玉県朝霞市の滝の根公園、福生ホテル公園でホテルの再生事業を行ったことが指摘されており、これに対して被告からは、異なる認識を示されておらず、修正する発言もなされていない。

また、京都府宇治市植物園、埼玉県朝霞市滝の根公園は、特許権実施料を支払い、被告が有償で支援しているものの（甲152号証23番、3番）、大田区立矢口西小学校、葛飾区立堀切小学校、中央区立城東小学校、京都府宇治市植物園、福生ホテル公園は、特許権実施料を支払っておらず、板橋区は無償で支援を行っているが、これらの有償か無償かについては特段区別することなく同列に支援した箇所として説明されている。

ウ 2011（平成23）年3月17日 予算審査特別委員会（甲145号証⑧）

当時の資源環境部長である大迫俊一氏は、次のように述べている。

「・・・まず初めに蛍の国内外での評価と、板橋区以外の自治体での展開
ってことでございます。まず、飼育技術でございますが、これは蛍累代
飼育システムのその方法という国内技術特許を取得していることが大
きな評価ではないかというふうに考えております。また、その技術は、
蛍が自分のみずから力で世代交代ができるというふうな環境をつく
るために、水の浄化作用、また土壌環境整備を再現した生態系を保持す
る仕組みでございます。」

「平成20年に韓国の河川で蛍の再生を実現したのが実態ございま
す。」

「国内におきましては、大田区以下5つの小学校において、ビオトープ
の蛍の生育を板橋区の技術指導及び支援のもとで行っておりまして、そ
のほかこちらの小学校において、環境自然をテーマとした授業も担って
いるところでございます。」

「また、国内の三重県の五十鈴川、山形県の小牧川、こちら辺において
も蛍の再生の実現がなされ、また山口県下関の豊田では、蛍の自然発生
の実現と、また蛍ミュージアムでの生体スイズ（原文ママ。（水槽）の意
味と解される。）の展示がなされているところでございます。」

板橋区の議会において、原告の上司であるホテル再生事業を扱う主管課

の資源環境部長の地位にあった大迫氏が、板橋区の特許技術：ホタルの累代飼育システムの方法が大きく評価されていると言及したうえで、韓国の河川で蛍再生が実現されたこと、大田区以下5つの小学校でビオトープの蛍生育が被告の技術指導及び支援のもとでなされたこと、同様に、三重県五十鈴川、山形県小牧川においてもホタルの再生事業がなされ、山口県下関市豊田町において、ホタルの自然発生と生態水槽の展示がなされていることを説明した。

なお、山口県下関市豊田町からは、特許権実施料を取得して有償で支援がなされているが（甲152号証9番）、韓国、大田区以下5つの小学校、三重県五十鈴川、山形県小牧川は特許権実施料を支払っておらず、板橋区は無償で支援を行っている。板橋区は、有償か無償については特段区別することなく同列に支援した箇所として扱っているうえ、特許技術を使用してホタル再生の技術指導・支援を行ったことが説明されている。

エ 2012（平成24）年10月31日 決算調査特別委員会（甲145号証⑩）

当時の資源環境部長である大迫俊一氏は、次のように述べている。

「平成元年から23年間続くホタルの累代飼育の実践とその技術の確立は、本区のホタル生態環境館が持つほかに類のない取り組みでございます。この技術により国内の数多くの場所でのホタル再生支援に携わり、成果をあげてまいりました。」

板橋区の議会において、資源環境部長が、板橋区がその技術をもって、日本全国でホタル再生支援に携わっていることを明確に述べている。

オ 小括

このように、原告が携わったホテル再生事業が原告の独断で行われたという事実はなく、板橋区もその特許を用いて他の自治体等でホテル再生支援を行っていることを正面から評価に値するものとしてとらえていたものである。

そして、被告は、上記イ、ウ、エの会議にそのとき出席しており、議員や資源環境部長の答弁をその場で確認していたものである（甲153号証）。

(3) 事実と信じるにつき相当ではないこと

上記の板橋区議会での議員や資源環境部長の発言からすれば、板橋区において、目玉事業としてホテル再生事業を他の自治体等で広く実施していたこと、板橋区は当時そのように認識していたことがわかる。

被告は、板橋区環境課に口頭の質問で確認したところ、板橋区は関与していない旨も確認したと主張するが（準備書面（9）2頁）、被告からの質問に対する板橋区の回答について具体的なやり取りを示す客観的証拠は何ら提出されていないのであり、そもそも、上記の区議会での板橋区の見解からすれば、板橋区が関与していないと回答するとは考え難く、そのような事実を認めることはできない。

仮に、板橋区から関与していなかった旨の回答があったとしても、上記の通り、板橋区のホテル再生事業の関する議会答弁からすれば、板橋区の回答は不可解であるし、被告自身が議会に出席して当時このような発言を聞いていることから、議事録の経過に反する内容を盲目的に信じることは不合理である。

また、被告がウの表現行為を発言した当時、原告と板橋区との間ではすでに裁判が係属しており事実関係が争われていることから、板橋区側の見解のみを正当として決めつけて発言することは、一般人よりも調査能力を有す

る被告の区議会議員という立場をも踏まえると、偏見に満ちているとしかいいようがなく、およそ板橋区側の回答を真実であると信じるのが相当であるとは全く言えない。

(4) 公正な論評にも当たらないこと

原告準備書面(7)第4.3(4)で述べた通り(43頁)、被告の当該表現行為は論評には当たらないが、仮に論評に当たるとしても、上記板橋区議会での議事記録等やその会議に被告自身が参加していたこと等からすると、被告の表現行為は、十分な調査もせず、一方的に事実を決めつけた内容で原告に対する人身攻撃に匹敵するものであり、およそ公正な論評には当たらない。

(5) 小括

以上述べたところから、被告のウの表現行為に関して、被告が板橋区に口頭で事実関係を確認しその回答を得て記述したとしても、それによって、被告の名誉棄損行為が正当化されるものではない。

以上